

平成 23 年 第 1 回 平 群 町 議 会
定 例 会 会 議 録 (第 4 号)

招 集 年 月 日	平 成 23 年 3 月 17 日
招 集 の 場 所	平 群 町 議 会 議 場
開 会 (開 議)	3 月 17 日 午 後 2 時 2 分 宣 告 (第 4 日)
出 席 議 員	1 番 戎 井 政 弘 2 番 土 井 重 尋 3 番 岡 嘉 道 4 番 森 田 勝 5 番 植 田 い ず み 6 番 山 口 昌 亮 7 番 奥 田 幸 男 8 番 山 田 仁 樹 9 番 高 幣 幸 生 10 番 窪 和 子 11 番 池 田 研 二 12 番 繁 田 智 子 13 番 下 中 一 郎 14 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長 岩 崎 万 勉 教 育 長 森 井 惠 治 会 計 管 理 者 瓜 生 浩 章 総 合 政 策 課 長 今 村 雅 勇 総 務 財 政 課 長 西 本 勉 税 務 課 長 経 堂 裕 士 住 民 生 活 課 長 城 光 良 健 康 保 険 課 長 水 谷 隆 英 福 祉 課 長 塚 本 敏 孝 経 済 建 設 課 長 植 田 充 彦 監 理 課 長 上 田 武 司 教 育 委 員 会 総 務 課 長 岡 田 仁 上 下 水 道 課 長 森 岡 博 續
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 西 脇 洋 貴 主 幹 森 田 アイ 子 書 記 田 中 政 子
町 長 提 出 議 案 の 題 目	第 1 号 に 同 じ
議 員 提 出 議 案 の 題 目	発 議 第 1 号 特 別 職 の 職 員 で 非 常 勤 の も の の 報 酬 、 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

	<p>発議第 2号 平群町議会委員会条例の一部を改正する条例について</p> <p>発議第 3号 奈良社会保険病院の公的機関としての存続のため、公的存続法の早期成立を求める意見書(案)</p> <p>発議第 4号 医師、看護師、介護職員の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書(案)</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成 2 3 年 第 1 回 (3 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

平成 2 3 年 3 月 1 7 日 (木)
午後 2 時 開 議

- 日程第 1 議案第 2 1 号 平成 2 3 年度平群町一般会計予算について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第 2 2 号 平成 2 3 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第 2 3 号 平成 2 3 年度平群町国民健康保険特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第 2 4 号 平成 2 3 年度平群町水道事業会計予算について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第 2 5 号 平成 2 3 年度平群町下水道事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第 2 6 号 平成 2 3 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第 2 7 号 平成 2 3 年度平群町学校給食費特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 議案第 2 8 号 平成 2 3 年度平群町介護保険特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 9 議案第 2 9 号 平成 2 3 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 1 0 議案第 3 0 号 平成 2 3 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 1 1 議案第 3 1 号 平成 2 3 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 1 2 発議第 1 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 発議第 2 号 平群町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 発議第 3 号 奈良社会保険病院の公的機関としての存続のため、公的存続法の早期成立を求める意見書 (案)
- 日程第 1 5 発議第 4 号 医師、看護師、介護職員の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書 (案)

- 日程第 1 6 委員会の閉会中の継続審査の件
(請願第 1 号 国民健康保険税の引き下げを求める
請願書)
- 日程第 1 7 委員会の閉会中の継続審査の件
(請願第 2 号 平群南小学校の存続を求める請願書)
- 日程第 1 8 委員会の閉会中の継続調査の件

再 開 （午後 2時02分）

議 長

皆さん、こんにちは。御苦労さんでございます。初日、副町長に選任、同意をいただきました山中淳史氏をごあいさつに来られておられますので、あいさつをお受けしたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

山中淳史

ただいま議長のお許しを得まして、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。私、山中と申します。よろしくお願いをいたします。

このたびは、選任の御同意をいただきましてまことにありがとうございました。平群町発展のため、これから精いっぱい努力してまいりますので、議員各位におかれましては、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

議 長

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、平成23年平群町議会第1回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

議 長

町長から発言を求められておりますので、発言を許可いたします。はい、町長。

町 長

失礼します。東北地方太平洋沖地震に伴う平群町の支援体制について、本日現在の状況を御報告いたします。

緊急物資の提供につきまして、昨日アルファ米2,000食、毛布500枚、非常用飲料水1,000本、500ミリリットル入りでございます。それから、6リットル入りの飲料水用袋1,500枚、これを平群町の備蓄倉庫から、昨日、県の所定の場所まで搬出をいたしました。

それからですね、火葬体制の確保について、奈良県の消費生活安全課より依頼がございまして、平群町といたしましては受け入れ可能であると。1日当たり3体、通常業務時間内で引き受けることができるということを報告いたしております。

それから、義援金でございますが、役場、中央公民館プリズムめぐり、総合スポーツセンター、道の駅、かしのき荘の6カ所で日本赤十字の募金箱を3月14日に設置いたしております。なお、役場職員による義援金の協力要請につ

きましては、3月11日付で全職員に通知いたしております。

参考までに、日本赤十字社平群町区分並びに平群町共同募金委員会、そして平群町自治連合会連名で総代・自治会長あてに募金の協力をお願いしておるといことでございます。

西和消防署におきましては、3月11日の夜中に第1次隊を派遣しているといことでございます。第2次隊につきましても、同じく3名でございますが、3月14日に交代要員を第2次で派遣しております。第3次については、本日、派遣する予定というふうに報告を受けています。

以上でございます。

議 長

はい、御苦労さんです。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおり、日程表に従い議事を進めます。

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議案第21号 | 平成23年度平群町一般会計予算について |
| 日程第2 | 議案第22号 | 平成23年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について |
| 日程第3 | 議案第23号 | 平成23年度平群町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第4 | 議案第24号 | 平成23年度平群町水道事業会計予算について |
| 日程第5 | 議案第25号 | 平成23年度平群町下水道事業特別会計予算について |
| 日程第6 | 議案第26号 | 平成23年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について |
| 日程第7 | 議案第27号 | 平成23年度平群町学校給食費特別会計予算について |
| 日程第8 | 議案第28号 | 平成23年度平群町介護保険特別会計予算について |
| 日程第9 | 議案第29号 | 平成23年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について |
| 日程第10 | 議案第30号 | 平成23年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第11 | 議案第31号 | 平成23年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について |

以上、11件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案11件については、予算審査特別委員会に付託をしておりましたので、

委員長報告を求めます。はい、下中君。

予算審査特別委員長（下中一郎）

それでは、予算審査特別委員会委員長報告を行います。

去る3月8日平群町議会第1回定例会の本会議において、当委員会に付託を受けました平成23年度平群町一般会計及び特別会計予算11議案に対する審議の結果を御報告申し上げます。

（1）、議案第21号 平成23年度平群町一般会計予算について

平成23年度一般会計予算の総額は69億1,000万円で、前年度当初予算と比較して6億7,500万円の増額となっております。

本案の審議は、まず歳出について各款ごとに区切って行い、続いて歳入全般にわたって行いました。

その主な審議内容について順次、御報告を申し上げます。

まず、議会費。

議会費の議員共済負担金について質問があり、地方議会の議員年金制度が平成23年6月1日をもって制度が廃止されることに伴い、経過措置として給付に要する費用の財源は、地方議員共済が保有する残金の積立金を除き、毎年度、現職議員の標準報酬月額に応じて各地方公共団体が公費で負担する額となっており、負担額は平成23年4月1日現在の基準報酬月額が23万円。それに4月1日現在の議員数14人を掛け、12カ月分として率が100分の88.5となつて予算措置として3,419万7,000円を措置しているとの答弁がありました。

続きまして、総務費。

文書広報費の印刷製本費で広報紙の支出について質問があり、広報紙というのは町民の皆さんに必要な基本的な情報提供をする役割が第一の使命であり、見やすくし、読んで楽しんでいただくためにも、特に紙面に占める文字の割合を制限し、写真を張りつけ、視覚的に訴え、限られた費用でより多くの効果を出すことを意識して紙面づくりを行っている。

町としては、現在、財政の健全化に向けて取り組んでいる状況であり、予算においても2億2,000万円の未確定財源を計上しなければならないといった非常に厳しい状況の中で、22年度と同様の予算措置を計上しているとの答弁がありました。

財政調整基金の環境観光施設整備基金の今後の活用方法について質問があり、現在、観光基本計画を策定中で、使用用途についてはまだ決まっていないが、基金使用条例等に基づきながら、今後検討していきたいとの答弁がありました。

防災諸費で、防災行政情報メール発信システムの内容と自主防災組織の結成

自治会数と組織率の質問があり、22年6月1日よりメール配信システムを導入して携帯電話、パソコンからアクセスし、登録することによって防災行政無線で放送した情報や学校、幼稚園、保育園等からのお知らせについても情報を配信するというシステムであるとの答弁がありました。また、自主防災組織を立ち上げている自治会は5自治会で、組織率は平成22年4月では35%であったが、現在は約40%になっているとの答弁があわせてありました。

コミュニティバス推進事業費で、23年3月末に総合連携計画を策定されるが、今後のスケジュールについて質問があり、連携計画に基づき10月から予定をしている実証走行に向けて、バス停の整備並びに陸運局への申請を進めていくとの答弁がありました。

続きまして、民生費。

老人福祉費の緊急情報キットの内容と臨時職員の雇用についての質問があり、緊急情報キット3,500個については基本的には町で買い取りを行う。単価については、容器は特殊な金型で作製され、また記入用紙も特殊な紙を使っているが、大量に生産しているということで若干安くなっている。対象については、2月末現在における65歳以上の高齢者の方の中で、特に高齢者だけの世帯、1人暮らし、老齢世帯も含めて2,712名。それ以外は、障がい者、緊急通報装置の設置者が対象者となってくるが、その中には拒否される方もあるが、町行政も実態を承知し、また認識することも大事だと思っており、地域の中でも広く御理解を願うという作業も含めて進めていかざるを得ないと思っている。今後、新たな追加や中に入れる記載文書についても、当然、緊急連絡先も変わってくるため、更新も必要となり、住民の皆さん、長寿会の会員、民生委員等に協力を得ながら、更新作業を進めていく方法について検討が必要であると考えている。そのことも含めて、地域で住んでおられる高齢者、障がい者の方を日常的に把握し、かかわっていくことも安否確認の一つと考えており、そういう方向性を追求していきたいとの答弁がありました。

臨時職員の雇用については、緊急雇用で100%補助対象になっている。安否確認から言えば、地域の日常に精通した人の雇用ができればよいが、ハローワーク経由になるため、難しい部分もあるが、できたらそういう方たちを採用したいとの思いがあるとの答弁があわせてありました。

老人福祉費の扶助費、介護サービス利用等軽減費の22年度の決算見込みでの対象者数と執行見込み額、町独自の軽減サービスをもとに戻す考えがあるのかとの質問があり、22年度の認定は11名、そのうち利用者が10名、非該当が5名で社会福祉法人分が1人平均約1,000円。町独自分は申請件数が22年度16名、認定者が10名、そのうち利用者4名、非該当が6名。収入

基準に該当した方で、被扶養者に該当した方が各1名で6名である。1人平均の軽減が約1万8,000円で、12月末現在の執行額が7万2,145円となっている。23年度の積算根拠は社会福祉法人分については20名で、1人当たり1万円、合計20万円。町独自分については10名で、1人平均2万円を見込んで合計20万円であるとの答弁がありました。また、軽減の見直しについては、23年度の介護保険策定委員会で制度全般の計画策定もあり、策定委員会、運営協議会の中でも検討していただきたい方向性を明らかにしていきたいとの答弁があわせてありました。

介護訓練給付費が毎年伸びているが、対象者及び利用状況について質問があり、全体の利用件数が20年度945件、21年度1,241件、23年1月末現在1,159件となっており、利用者は20年度が75名、21年度98名、23年1月末現在では96名の利用状況であり、23年度は伸びを計算し、予算計上を行ったとの答弁がありました。

障害者福祉費の工事請負費の設置工事100万円の内容について質問があり、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業に基づく県100%の事業で、音声標識ガイドシステムである。視覚障がいの方に小型受信機を持っていただき、役場庁舎の玄関先15メートルから20メートルの範囲に来られると、持っておられる受信機が、例えば「役場庁舎の玄関です」と音声ガイドをするシステムを設置する工事費であるとの答弁がありました。また、町内の他の公共施設への設置状況について質問があり、プリズムに設置されているとの答弁があわせてありました。

児童措置費の児童手当と子ども手当について質問があり、対象人数が22年10月1日現在を基礎としており、0歳から3歳未満の被用者285名、非被用者99名。3歳以上小学校終了前被用者872名、被用者の3人目以降112名、非被用者249名、非被用者の3人目以降43名。小学校終了後中学校終了前までが397名、合計2,057名となっている。金額は22年度より約7,000万円増額になっているとの答弁がありました。また、対象の子どもが200名ほど減っている状況について質問があり、22年度は制度開始前であり、公務員や所得オーバー等も入れて町の人口表で割出した人数であり、23年度は実際制度が始まった10月1日で抑えたことにより、いまの人数になったとの答弁がありました。

続きまして、衛生費。

保健衛生費の賃金で緊急雇用対策として計上されているが、就学前児童訪問と特定健診受診率向上対策事業の内容について質問があり、臨時雇用人数は半年雇用の2回分で1名計上している。業務内容は、新聞等でも毎日のように児

童虐待等の記事が掲載されており、乳幼児健診時に把握をしているが、電話や訪問を行い、就学前児童の把握や安全確認等を行っていききたい。また、特定健診については、受診率が下がっている中、受診率向上に向けた施策を講じていききたいとの答弁がありました。

予防費の検査検診委託料で、子宮頸がん予防接種委託料1,312万円の内容と周知方法について質問があり、子宮頸がん予防ワクチン対象人数は、中学1年生82人、2年生70人、3年生104人、高校1年生85人で、3月下旬には個人あて通知を行いたいと思っている。なお、子宮頸がんについては、ワクチンが不足しており、高校1年生において本年度中に1回接種しなければ翌年度補助対象にならないため、当分の間、期間を延長して補助対象にすると国、県からの通知があり、町では情報を的確に把握しながら個別通知を行っていききたいとの答弁がありました。

健康増進事業費の検査検診委託料、働く世帯の大腸がん検診推進事業の内容について質問があり、40歳から60歳までの5歳刻みの方に対して大腸がん検診が無料となるクーポン券を送付し、検診の重要性及び検診方法を理解していただき、受診率向上に努めていききたい。補助率については女性特有のがん検診と同じで、国が2分の1であるとの答弁がありました。

環境衛生費の竜田川流域生活排水対策推進会議負担金について質問があり、竜田川流域の生活排水対策協議会は、1市2町で協議を行っており、必要に応じて会議が開催されている。生活排水対策として地域住民の方々に水質保全にかかる意識高揚を図る啓発として、昨年度からBDFの精製に取り組み、廃食油の回収に応じて行っている。21年度は町として300リットルの精製を行った。今後は2,000リットル以上の廃食油の回収を目指し、BDF化していききたい。また、廃食油の回収拠点を広めていくよう取り組んでいききたいとの答弁がありました。

し尿処理費の処理委託料で23年度は1トン当たり2万9,000円で8,060トンの処理量を計上されているが、処理量の計量方法について質問があり、搬入業者は3業者あり、日々業務に当たっては業者からその日の処理量の報告を受けている。具体的には、中継地のタンクにはゲージが備わっており、投入量に応じてゲージの目盛りを読み、報告を受け、あわせて町が確認を行い、ゲージの数量でトン数を読み、翌日の搬出量について搬出業者に依頼するという形である。マニフェスト的なものをつくってはとの指摘については、考えていききたいとの答弁がありました。

廃棄物減量推進事業費の有価物集団回収助成金が前年度より下がっている理由と、ゴミ減容器等補助金の内訳及び22年度実績について質問があり、有価

物の資源回収はごみ減量化に向けては大事な取り組みとしてとらえており、助成対象団体数は39団体であり、有価物の資源回収が減ってきていることが主な要因は雑誌の購入者の減などであるとの答弁がありました。ゴミ減容器等補助金については半額補助で、電気式が限度額2万円、その他、減容器が限度額3,000円としている。23年2月末現在、電動式29個、EMボカシ8個、コンポスト21個の合計58個、62万6,900円の補助をしている。予算は22年度の4月から10月分の実績から予測して事業費を計算して91万3,000円の補助金を見込んでいるとの答弁があわせてありました。また、他の減容器助成については、今後検討を行っていききたいとの答弁があわせてありました。

続きまして、労働費。

失業対策費で1,211万6,000円の業務内容について質問があり、臨時職員5名で町内の史跡、観光施設、観光ルート、それに伴うアクセス道路等の公共の草刈り及び維持管理清掃業務に係る予算を計上したとの答弁がありました。

農林水産業費。

農林業振興費の戸別補償制度推進事業について質問があり、22年度から始まった事業であり、22年度は水田のみが戸別補償の対象であったが、23年度からは水田に加えて畑作の出荷量に対する補償についても対象となるとの答弁がありました。

平群町活性化センター検討業務と地域産業活性化検討業務の内容について質問があり、これらの事業は緊急雇用の制度を活用して委託業務を行い、活性化センター検討業務については、道の駅のレストランと売店は地場の農産物が生かし切れていないところがあり、消費者ニーズの把握、現状分析及び課題の整理を行い、今後どのような展開をすればいいのか。また、全国各地には道の駅が建設されており、その地域間競争に負けないような体制をとっていききたいとの答弁がありました。

地域産業活性化検討業務については、昨年、近隣で民間の直売所が立地をされ、非常に競争が激しくなっており、道の駅の直売所あるいは新規立地等、消費者ニーズも含めて検討してきたいとの答弁がありました。

農林業振興費の維持補修工事1,069万3,000円の内訳について質問があり、上庄圃場整備内に入る進入路の水路約100メートルについての改修の工事代1,000万円。残りについては、上庄の改善センターの改修工事であるとの説明がありました。

続きまして、商工費。

商工総務費の消費生活相談事業の内容について質問があり、週1回の相談員の賃金として52万円。年間約50回の消費啓発出前講座に要する経費として、報償費で50万円。若者向け、高齢者向けパンフレットを各5,000部作成するという経費として、印刷製本費で100万円であるとの答弁がありました。

土木費。

道路新設改良事業費でホタルの里公園整備事業費について質問があり、紀氏神社に隣接する公園で、上庄地区の方々の地権者24名の共有地であった土地を町のほうへ寄附をいただき、その後、上庄の地元の方々、ボランティアの団体等の協力も得る中で、竹林や雑木林の伐採に取りかかりました。22年度で公園整備についての基本設計や地元協議を重ね、23年度においては、県の地域子育て創生事業の補助により、詳細設計や敷地造成並びに公園広場の排水施設等の基盤整備を実施していきたいとの答弁がありました。また、紀氏神社横では蛍が見られることもあり、小学校ともタイアップし、自然観察ができるようなことも考えているとの答弁があわせてありました。

道路新設改良費の公有財産購入費12万1,000円について質問があり、北櫛原395号線、改良拡幅工事に係る用地買収であるとの答弁がありました。

道路新設改良費の補償補てん及び賠償金746万3,000円について質問があり、この補償は若井地区の小集落地区改良事業に関連しての予算措置であり、当時、町の方針として良住宅については周辺の整備工事により建物の事前調査、また事後調査を行い、町は小集落事業に関連して行う工事に起因して支障が来した場合は補償を行うという旨の覚書が締結されております。今回の補償費の措置については、若井地内で覚書を締結されている相手方の建物補償で措置を行ったとの答弁がありました。

都市計画総務費の耐震診断について質問があり、県の補助対象事業になるために、県に補助申請を行い、許可が出る時期を見合わせ、広報及びホームページに掲載していきたいとの答弁がありました。

続きまして、消防費。

消防費の非常備消防費、女性消防操法負担金として170万円の内容について質問があり、県の消防協会より生駒南支部が県代表として全国大会への出場依頼があり、女性操法大会に参加するための町負担金を計上している。負担金の内訳については訓練手当、活動服の消耗品関係、消防車両の燃料費等である。また、参加者は生駒郡で協議を行い、8名の参加予定であり、町では4月広報で2名の公募を行う予定をしている。生駒郡内では女性消防団は存在しておらず、町としても、この女性消防操法大会を契機として、女性の方も消防活動に参加していただくことも今後検討していきたいと考えている。開催場所及び日時

については、平成23年10月19日に横浜市消防訓練センターで行われる予定であるとの答弁がありました。

続きまして、教育費。

教育委員会事務局費で緊急雇用で事業採択を受け、2名の臨時職員の配置をされていることに質問があり、小学校の再編についてはアクションを起こしていかなければ前に進みません。その事務の増大に伴う緊急雇用で、学校教育の整備事業の県の補助金を活用して2名を配置して、邁進していきたいとの答弁がありました。

本町のすべての小中学校の耐震化率について質問があり、26年度までの予定がすべて予定どおり進むと耐震化率は100%になり、現在の耐震化率については85.185%であるとの答弁がありました。

中学校費の学校管理費で、光熱水費521万4,000円を計上されており、前年度より約30万円減額になっているが、太陽光発電の効果によるものか質問があり、昨年8月20日に太陽光パネルを中学校に設置を行い、同時に発電を開始しました。生徒たちにエコ教育を推進するという観点から、節電が期待できるという期待値も含め、36万円程度の減額ができると試算を行いました。ただ、基本料金のデマンド値が基準となることから、次年度以降、幾ら削減できるのかを見きわめていきたいとの答弁がありました。

以上が一般会計歳出全般の主な審議内容であります。

続いて、歳入の主な審議内容について御報告をいたします。

町税は前年比で1億6,800万円、21年度に対して2億円近い非常に大きな落ち込みということになっているが、収納対策の取り組みについて質問があり、滞納者に対する処分については差し押さえ件数が21年度45件、23年3月1日現在105件となっている。参加差し押さえについては21年度が1件、22年度7件となっている。収納対策会議の構成は町長、副町長、教育長、税務課、住民生活課、健康保険課、福祉課、監理課、教育委員会総務課、上下水道課の各課長となっており、23年3月10日現在4回開催し、3月22日に5回目を予定している。協議内容は、各課の課題を持ち寄り、その収納対策を主に話し合っているとの答弁がありました。

保護者の所得自体が下がっている中、学童保育料の見直しを行う考えがあるかとの質問があり、学童保育の保護者負担金は23年度予算50万4,000円を減額している。月平均児童数が21年度実績の129名、23年度見込みは132名と若干伸びている。しかし、学童保育料に関しては減免制度があり、減免申請される方と保育料の支払いをされる方のバランス等もある。減免申請される方の数が多ければ、保育料の保護者負担の入りも少なくなるというシス

テムになっている。現時点では、保育料を見直す考えはないとの答弁がありました。

財産収入の不動産売払い売却収入は1,000万円計上されている内容について質問があり、場所は西向代替用地で価格は956万2,000円。そのほかで43万8,000円計上しているとの答弁がありました。

土木費、国庫補助金、社会資本整備総合交付金の活力創出基盤整備交付金の内容について質問があり、歳出の道路新設橋梁費、道路維持補修工事の中の西山麓線ほか、3路線の2,000万円に対する補助ということで55%の補助で1,100万円の収入であるとの答弁がありました。

農林水産業国庫補助金の戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業国庫補助金でうたわれている戦略作物について質問があり、この事業は個別所得補償制度の畑作への本格実施ということに伴って、緊急対策として創設された事業であり、戦略作物とは水田の場合で麦、大豆、米粉用の米などであるが、町の場合はこの事業の要件として、町で重点作物としている花卉類、小菊類及び野菜の中のナス、イチゴなど町の農業振興整備計画で定めている主要な作物ということで、事業採択要件となっているとの答弁がありました。

町営住宅使用料が前年度に比べて約150万円上がっている内容について質問があり、22年度は21年度調定見込み額に対し85%の収納を見込んでいたが、23年度は21年度実績に基づき95%の収納率を見込んでいるとの答弁がありました。

以上が審議の内容であります。

討論では、町の財政が厳しくなってきたのが平成15年度、約27億円あった地方交付税が、小泉内閣による交付税削減で19年度には19億円まで減らされました。16年度から19年度までの4年間で、実に23億円もの交付税が減らされているという状況になったことが、財政が厳しくなったという主たる原因だと思っています。しかし、平成20年度からは増加に転じ、22年度は23億円まで回復をしてきました。19年度を基準に、3年間で6億2,000万円ほど交付税としては増額になっている状況です。

また、平成20年度からは政府は緊急雇用対策や地域活性化などの名目で地方自治体への財政出動が行われ始めました。町にもこの二、三年で4億4,000万円近い交付金が来ています。この結果、町財政も大きく好転してきているという状況になっています。また、今年度も社会資本整備総合交付金で2億7,700万円、県の雇用関連の交付金が2億1,800万円、5億円近い交付もされるという状況になっています。国や県からも相当財政出動があることから、この間、住民負担、福祉の切り捨てをしてきた町政というものを、住民

の暮らしを応援する町政に転換を図るべきです。

ですが、今回提出されている一般会計の予算の中には、子育て支援や住民負担増の軽減といった施策がほとんど見受けられない。その上、2億2,000万円もの歳入不足の予算を組むという状況になっています。今回、請願も出ていますが、まちづくりの根幹にかかわる小学校の統廃合の問題にかかわってスケジュールはそのままにし、用地購入費や設計費の予算を新年度予算には計上せず、補正で対応しようという姿勢が明らかになっています。これは議会のみならず、住民を欺く行為だと言わざるを得ません。このような点からも、23年度一般会計予算には反対をするという意見が出されました。

一方、国の経済がなかなか軌道に乗らない中で、国の対応も的確な対応がとられていない部分が非常に多く、それらの影響が各自治体にも非常に大きく左右をされている。厳しい状況の中で、この予算編成をされたということに対して敬意を表したいと思いますが、この審議で明らかになってきたことは、税制の落ち込みということがあるが、この1億6,800万円の落ち込みに対して、具体的な案をつくってどのように予算を執行していくのかということについて、まず一つは、従来どおりの町長、副町長、教育長、そして職員の皆さんの人件費を抑え、またトータルの職員数の抑制等を図り、またさまざまな施策を通して行われてきたわけであり、そういう状況を踏まえて、具体的な事業として臨時雇用対策事業の約2億2,000万円で65人の雇用が創出され、あるいは教育事業の内容、駅周辺の整備事業についても、最大限の住民の利益になるよう施策をつくってきたこの予算が、もし否決されてしまうようであれば、これは大きく住民の皆さんの生活を左右する事態であって、是非こういう基本的な事業を円滑に進め、かつ改革の継続をこれから先23年、24年、25年と長期に継続していくためにも、この予算は当然、必要不可欠なものであると考え、賛成するという意見が出されました。

採決の結果、挙手多数により原案どおり可決することに決しました。

(2)、議案第22号 平成23年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

本年度は、貸付償還に要する経費と起債償還分等の費用を計上しており、予算総額は5,989万2,000円となっております。

質疑では、元利貸付収入の一括償還分1,000万円について質疑があり、22年度の実績により予算計上を行った旨の答弁がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

(3)、議案第23号 平成23年度平群町国民健康保険特別会計予算について

医療費となる療養諸費、出産育児一時金、葬祭費等の保険給付費、後期高齢者支援金、第2号被保険者に係る介護納付金、高額共同事業拠出金、診療報酬に係る保険財政共同安定化拠出金、特定健康診査事業費、人間ドック費助成等の保健事業費を措置しており、予算総額は24億6,700万円となっております。

質疑では、療養給付費で16億円の計上がされているが、昨年度の予算当初と比べた場合、伸び率約2.5%増加となっているが、決算の見込みの状況からいけば1億4,500万円、8.6%増と相当上がる形での予算計上となっており、療養給付費を高く見込んでいる理由について質問があり、療養給付費の予算を組むときは決算見込みをもとにして計上しており、健康保険証は無限大に利用していただけるものであり、例年約7%から9%の範囲内で伸びを見ている。22年度の決算見込みが低くなっているが、例年組んでいる伸び率ということで理解いただいたとの答弁がありました。

国民健康保険税で、前年度と比べ1,900万円の減となっていることと、収納率について質問があり、23年度の調定に対する収入見込みは一般被保険者分で94.4%、退職分で97.9%、合計94.71%、滞納繰越分は19.96%である。22年度の滞納繰越分は、過去最高の収納額を達成しているとの答弁がありました。

討論では、20年度の大規模な増税、3年連続の黒字、そして新年度予算の療養給付費の計上額を適正に見れば、国保税を引き下げることが可能であり、療養給付費を必要以上に高く積算していることと、住民の方が請願を出され、国保税の負担が住民生活が大変だという状況を酌み取った形での国保税引き下げになっていない予算については、反対するという意見が出されました。

一方、国民健康保険特別会計は予測することが難しく、国保税も昨年度当初予算と比べ、1,639万円の減額、療養給付費等の医療費では3%の伸びで5,179万9,000円増、歳入が減少し、歳出が増加するという現状であります。また、後期高齢者医療制度を廃止すると国は決めており、国民健康保険に75歳以上の方が戻られることが予測され、国民健康保険会計も大変不安定な状況であります。住民の生命を守るためには国民健康保険制度の安定が何よりも不可欠で、給付と負担の公平を図るためにも、保険者としての保険料収納対策など自助努力が必要であります。

また、健康面では平成20年度から特定健診の事業を開始され、23年度は新しく特定健診の受診率を増加するために、町単独で心電図検査を予算計上されており、今後も被保険者を守るためにも受診率向上に向けたさらなる取り組みをお願いし、この予算には賛成したいとの意見が出されました。

採決の結果、挙手多数により原案どおり可決することに決しました。

(4)、議案第24号 平成23年度平群町水道事業会計予算について

本年度は、収益的収支のうち水道事業収益では、水道使用料、給水工事負担金、一般会計からの補助金を計上し、収益総額は5億1,041万7,000円、水道事業費用では県営水道受水費、各浄水場の動力費、維持管理費、漏水調査委託料等を計上し、費用総額は4億9,740万8,000円となっております。

また、資本的収支のうち資本的収入では、収入総額1,184万1,000円、資本的支出では総額4,657万5,000円となり、不足する額3,473万4,000円は過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものです。

質疑では、原水浄水費の動力費で井戸水取水に係る費用対効果について質問があり、梨本浄水場と吉新井戸については使用していない期間があり、減っているが、全体的には21年度、22年度は同じ動力であり、省力化は行っていないとの答弁がありました。

また、給水工事の負担金の内容について質問があり、地域は菊美台の東側、月見台の一部であり、小開発の分については過去の実績等により計上を行ったとの答弁がありました。

討論では、3年間、県水の単価が下がるという状況にある中、少なくともこの分だけでも引き下げて住民に還元するのが行政の姿勢であり、引き下げになっていない予算については反対するという意見が出されました。

一方、県水の購入量が増えていることに対して浚渫(しゅんせつ)等で工事を進め、自己水の水量を増やすという方針は既に示されており、予算に具体的な方向がとられていることから、この予算には賛成したいとの意見が出されました。

採決の結果、挙手多数により原案どおり可決することに決しました。

(5)、議案第25号 平成23年度平群町下水道事業特別会計予算について

本年度は、下水道管理費において下水道施設の適切な維持管理を実施するとともに、下水道建設費においては、公共下水道事業として竜田川地区、吉新地区の面的な整備に加えて、集合処理浄化槽流域を公共下水道に編入するための主要管渠整備を実施し、流域下水道事業として浄化センター及び幹線管渠の建設費等を流域下水道事業負担金として計上しており、予算総額は9億8,580万円となっております。

質疑では、し尿運搬処理費が膨大な金額となっており、下水の進捗率を上げなければ減らない。そして、流域下水道が100%近く完成しているのに、公

共下水道の進捗率が低い中、公共下水道の予算が他の町村と比べて少なく、予算が繰り越しの連続になっている。5カ年の交付金が単年度ごとに割り当てられるが、国庫補助金の制度と比べると、年度をまたいだ形で柔軟に執行が可能となっており、基本的には国の下水道事業予算が削減傾向にある中、できるだけ可能な限りの交付金の額を確保するという意味から、単年度に大きな予算を23年度も要求しています。しかし、その中で確かに単年度で事業すべてが執行できないということもあり、繰越事業も含めて執行していく中で、5カ年ないしは下水道による事業計画の7カ年計画の中で町の財政事情、経営等も考えながら事業を執行していきたいと考えているとの答弁がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

(6)、議案第26号 平成23年度平群町農業集落排水事業特別会計予算
について

本年度は、施設管理費において集落排水施設の適切な維持管理を実施するとともに、施設整備費においては公共枡設置工事費と農集下水道事業債管理基金の積み立てを計上しており、予算総額は3,720万円となっております。

質疑では、対象戸数と現時点での接続数、普及率について質問があり、対象件数90件に対して2月末現在の接続済みが41件で45.6%の接続率であるとの答弁がありました。

将来、農業集落排水施設を公共下水道に接続する考えはないかとの質問があり、全国的にも、また奈良県下でも農業集落排水施設を廃止して、公共下水道に編入するというような流れが確かにありますが、国庫補助事業で建設した施設であり、補助事業の適化法等の関係も含め施設の耐用年数等も考えながら、将来的には選択肢として公共下水道に接続することもあり得ると考えているとの答弁がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

(7) 議案第27号 平成23年度平群町学校給食費特別会計予算について

本年度は、おいしい給食を提供するため、地元産の新鮮な野菜を取り入れ、安全で栄養のある食材を使用した給食づくりを進めるため、学校給食実施に係る費用を計上しており、予算総額は7,587万4,000円となっております。

質疑では、現時点で学校給食に地元産の農産物が何種類提供されているのか、また全体の農産物から見て、地元農産物の占める比率について質問があり、21年度実績では地元野菜を24品目使用、23年3月末現在で22品目の使用を予定している。全体の野菜から見て、地元野菜の使用率は21年度実績で11.5%、22年度の目標としては12%ほど見込んでいるとの答弁がありま

した。

また、野菜の品目の供給量について質問があり、地元野菜は天候により大量納入が極めて難しい部分もあり、当初の予定の品目に達しない年度もあることから、品目を増やすということよりも一つの種類の量を増やしていくことが今後の課題である等の答弁がありました。

給食費事業収入で、23年度、国の方針では給食費を子ども手当から差し引くこともできるとされているようだが、どのように把握されているかとの質問があり、平群町の給食費の収納率は22年度でいまの時点では98%、100%近い収納率になると予想され、21年度においても4,400円の滞納はあるが、職員が家のほうへ出向いたりして収納率を上げようと努力しており、子ども手当から給食費を事前に天引きを行わなくても、職員や学校の努力で行えるとの答弁がありました。また、町内の保護者の中には子ども手当から給食費を引いてほしいという声もたくさんあり、自分の意思で申請を行うようであるが、国のほうで決定されれば天引きを行う予定があるのかあわせて質問があり、具体的な手法等については国等から通知文が来ておらず、いまの段階ではどうさせていただくということはいえないが、近隣町も含めて徴収のあり方について均等を図っていきたいと考えているとの答弁がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

(8)、議案第28号 平成23年度平群町介護保険特別会計予算について 本年度は第4期計画に基づき、保険事業勘定では総務費、保険給付費、地域支援事業費等を計上しており、予算総額は12億1,200万円となっております。

サービス事業勘定では、総務費、事業費で居宅介護予防サービス計画費に係る事務費等を計上しており、予算総額は885万7,000円となっております。

質疑では、第5期の介護保険事業の策定について、策定委員会の開催回数について質問があり、23年度の策定委員会は4回予定しているとの答弁がありました。

地域密着型介護予防サービス給付費が前年度から1,950万円減少している内容について質問があり、件数については20年度566件、21年度601件、23年2月末現在で408件の実績となっており、現在施設の入所状況を見ると、定員に対して利用に空きがあるという状況と利用件数も若干減っている傾向にあることを踏まえ、22年度末の利用状況想定と若干の伸びを想定し、23年度500件の利用見込みを想定して予算措置を行ったとの答弁がありました。

居宅介護サービス計画給付費のケアプラン策定費で、前年度より600万円の増となっているが、計画費を何名見込んでいるのか質問があり、利用件数が20年度3,335件、21年度3,669件、22年12月末2,945件の実績があり、20年、21年の利用実績と22年12月段階における数値を踏まえ、さらに伸び率を計算した場合、利用件数を4,100件と想定し割り出した結果、600万円増と算定したとの答弁がありました。

住宅改修の実績と受領委任払制度活用件数及び23年度の申請件数の見込みについて質問があり、22年12月末現在49件、約3分の1が受領委任払、23年度は72件を見込んでいるとの答弁がありました。また、受領委任払制度について広報等に載せるなど、目に見えるような形で周知していただきたいとの意見がありました。

任意事業の委託料の事業事務委託料配食サービスで利用者数、配食数について質問があり、月平均の利用者数が20年度実績56人、21年度49人、22年度1月末現在44人、配食数全体は20年度9,671食、21年度8,183食、22年度1月末現在5,828食であるとの答弁がありました。

利用者と配食数自体が減ってきている状況について質問があり、利用が減ってきていることに危惧をしている。配食サービスは栄養を十分とっていただくという目的と安否確認の問題も含めて、この制度は重要な部分として占めている。増やす方向で1月から包括支援センター職員が訪問し、利用者の方に状況を改めて意見を聞かせていただいております。最終的には集計していませんが、現在の食事の内容から言いますと、検食を行っているが、食事そのものが極端にまずいとか、あるいは食べづらいほど重い食事であるということはありません。しかし、食の自立支援事業ですので健康な方もおられます。高齢者対象の食事ということで中身も不十分と思われる方もあります。また、健康に留意はしているけれども、たまには違うものが食べたいという要望もあると思います。そのことが減っていく原因ではないかと思っておりますが、いろいろな意見を集約しながら、改善を具体的に加えていく方向を模索していきたいと考えているとの答弁がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

(9)、議案第29号 平成23年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算
について

就学の奨励と教育の機会均等を図り、もって将来の社会の有能な人材を育成するため引き続き実施するものであり、予算総額は102万5,000円となっています。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

(1 0)、議案第 3 0 号 平成 2 3 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算
について

本年度は、後期高齢者医療制度における後期高齢者医療広域連合負担金に係る事務費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金及び事務費を計上しており、予算総額は 2 億 3 , 5 9 8 万 4 , 0 0 0 円となっています。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

(1 1)、議案第 3 1 号 平成 2 3 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算
について

本年度は、土地開発公社の経営の健全化を図ることを目的に発行した用地先行取得債に係る償還金を計上し、予算総額は 1 億 4 , 2 9 7 万 8 , 0 0 0 円となっています。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上が当委員会に付託を受けました議案の審議結果であります。

よって、予算審査特別委員会委員長報告といたします。

平成 2 3 年 3 月 1 7 日

予算審査特別委員会

委員長 下 中 一 郎

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。長時間御苦労さんでございました。

それではこれより、順次質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第 2 1 号 平成 2 3 年度平群町一般会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。はい、植田君。

5 番

平成 2 3 年度の一般会計予算については、反対の立場で討論させていただきます。

委員会のときにも反対討論いたしました。平群町の財政が厳しくなったのは平成 1 5 年ぐらいからです。1 5 年度には 2 7 億ぐらいあった地方交付税が、

小泉内閣の交付税削減によって19年度には19億円まで削減をされた。実に、16年から19年までの間、4年間で平群町で23億円も交付税が減らされた。これが、平群町の財政を大きく危機に追いやった要因であると考えられます。その地方交付税もですね、平成20年度から増加に転じ、今年度22年度は23億円まで回復をしてきているという状況になってきています。そうすると、19年度を基準にすると、この3年間で約6億2,000万円回復をしていると、増額になっているということです。

また、交付税の削減で全国の多くの自治体が危機に瀕したことから、20年度からは政府は地域活性化や緊急雇用対策という名目ですね、地方自治体への財政出動も強化してきました。平群町もこの二、三年間で約4億4,000万円近い交付金が出ています。この結果、平群町の財政は大きく好転をしました。新年度も社会資本整備総合交付金ということで2億7,700万円、県の雇用関連の交付金が2億1,800万円、5億円近く交付されるという状況になってきています。

こんなにも国や県からの潤沢とも言える財政出動があることから、この間の住民負担増やあるいは福祉切り捨てという、財政が大変やということでしたきた町政をですね、住民の暮らしを応援するという町政に転換を図るべきだと考えていますが、提出された新年度予算、一般会計の予算では子育て支援や住民負担の軽減といった施策は皆無に等しいということであり、またその上、2億2,000万円もの歳入不足を組むという予算になっています。

それと、もう一つ、平群町の今後のまちづくりの根幹にかかわるという問題では、小学校の統廃合問題にかかわって、スケジュールはそのままにもかかわらず、用地購入費やあるいは設計費を新年度の23年度の予算にはですね、計上せずですね、補正で対応しようとする姿勢はですね、議会のみならず住民をも欺くものと言わざるを得ないと。

以上の点からも、23年度の一般会計予算には反対をいたします。

議長

ほかに、はい、山田君。

8番

23年度一般会計予算案については、委員会の中でも大変判断に苦しんだところです。今回の予算では、雑入その他として歳入欠陥約2億2,000万円が処理され、通年の不用額等の状況から判断すると、23年度決算においても単年度で黒字になる見込みが想定できます。

提案理由説明の中では、歳出全般について徹底的な見直し等の節減対策を講じての予算編成を行ったとありますが、委員会の中でも特にそういったところ

も見受けられず、またまちづくりのビジョン、若い世代の定住促進を図る施策が見受けられないことは非常に残念なこととところであります。

一方、歳出面での大きなところは、先ほど話もありましたが小学校の再編成、すなわち統廃合のアクションプランに対する予算が計上されていないことです。委員会での質問に対する答弁では、必ずしも計画の変更であったり、再編成時期を遅らせるものではなく、たくさんの方々からの意見があり、たくさん理解を得られるようにしていきたいというものでした。しかし、これは小学校の再編成について、今議会の議員に判断をゆだねるのではなく、今回の統一地方選挙の町議会議員選挙の結果にゆだね、住民合意を図ろうとするものである町長の意図が見受けられます。そういう意味では、各議員は自己の責任において統廃合アクションプランに対する意思表示を明確に打ち出し、住民に真意を表明していく必要があることを自覚させられる予算とも言えるのではないかと感じています。

以上のことから、私にとって一番大きな判断基準である小学校の再編成、すなわち統廃合アクションプランに対する予算が計上されず、結果としては僅差でありましたが、住民の意思、民意として当選された上での予算編成であります。もろ手を挙げて賛成できるわけではありませんが、反対するべき大きな要因もないことから賛成とさせていただきます。

議 長

ほかにございませんか。はい、池田君。

1 1 番

賛成の立場で討論させていただきます。

委員会でも述べさせていただいたんですが、同じことになるとは思いますが、日本経済の落ち込みが回復しない中で、所得の低迷と人口の減少によって、平群町の町民税は前年度より1億6,000万円大幅な落ち込みになり、歳入不足の中で2億1,000万の未確定財源を組まざるを得ないという状況ではあるわけですが、自主財源の乏しい平群町にあっては県、国による交付金、補助金を効率よく使って住民生活に直結する事業化を行う必要が不可欠であります。

そういう意味で、緊急雇用対策事業費2億1,800万による19事業、65人の新規採用を生み出しており、また豊かな平群町の将来を実現する上で重要な駅周辺整備事業費7億5,500万が計上され、そのほか教育事業におけるデジタル機器化や耐震化、また交通体系の再構築を目指す公共交通の試行実験等の主要事業が90事業以上予算化されており、そのいずれを見ても住民生活と密接に関連したものであると言えます。

また、高齢者化社会の進展に伴い、扶助費は前年度比10.4%と大きく伸

びており、また社会保障費も増大していますが、これらの措置は当然な予算措置と言えます。

一方、歳出の節減対策として省エネや燃料・光熱費等の節減対策を行い、また新財政健全化計画に基づき総人件費の抑制を引き続き行い、町長、副町長、教育長がそれぞれ40%、35%、25%、職員は9%、7%、6%の給与カットが引き続き行われ、管理職手当も20%カットされ、人件費削減に大きく寄与しています。このことは他市町村と比較しても、もっと大きくアピールさせるべきものであります。

結果として、予算規模は69億1,000万と昨年より6億7,500万増加していますが、財政状況の好転を見きわめ豊かな平群町実現に向けた第一歩として、限られた自主財源の中で予算編成されたものであり、住民生活に直結する予算であると理解できます。交付金は確かに増えたわけですが、やはり基本は平群町の累積赤字を住民及び行政、そして議会も含め、削減に一応のめどをつけるということができたということであり、この予算書に対して、以上の観点から一般会計予算に賛同を表明いたします。

議長

ほかにございませんか。はい、山口君。

6番

共産党としては反対討論、先ほど植田議員のほうから基本的な点については述べさせていただきました。今の賛成討論に対してですね、私は全然考え方が間違っているというふうに思いますので、あえてもう一度反対討論をさせていただきます。

一番大事なことはですね、基本的に平群町の税収が個人住民税については、この2年間で2億、10億を切ってきたということです。それぐらい大きく落ち込んだ理由は何か。当然、日本全体の経済的な景気的な動向もあるのは確かです。しかし、平群町は近隣に比べて落ち込みが激しい。これはなぜかと言えばですね、人口の減少もありますし、さらにですね、この間の岩崎町政が住民負担増と福祉切り捨てを続けてきたことがですね、最大の原因なんです。事ここに至って、先ほど植田議員のほうからもありましたけれども、交付税や交付金が国から地方自治体に相当程度おろされるようになってきた中ではですね、景気を持ち直す、平群町の要するに住民の懐を温めるという政策をしない限りですね、さらなる悪循環に陥るのではないのでしょうか。

さらに、今年度予算では県から来る雇用関係の相当な金額についても、六十数人雇用ということになってますけれども、平群町の住民がそのうち何人雇われるか、この間の議論の中でもほとんどないというのが実態ではないでしょう

か。その点も含めてですね、今後の考え方としては内需を拡大する、平群町においても地域経済を拡大するという方向に持っていけない限り、さらなる悪循環になるということ指摘してですね、ほんで、今度の予算がそこを改善するものになっていない。そのことについてもですね、私たちは非常に平群町の住民の皆さんの暮らしを支えるという点でですね、危惧するという点も含めてこの予算には反対いたします。

議長

ほかにはございませんか。はい、繁田君。

12番

次年度、平成23年度の一般会計予算については、賛成の立場で一言申し上げておきたいと思います。

非常に平群町の財政状況が落ち込んだというのは、これはもうまぎれもない事実なんですけれども、平成17年度に公債費がピークを迎えるということがあらかじめわかっている中で、早急に財政健全化計画を立てるようにと、当時の町長に私は何回も進言をしてきました。しかし、なかなか手が打たれずですね、改革に着手をされないまま三位一体の改革によってどんどん交付税が切り捨てられて、平群町財政というのは非常に危機的な状況に陥ったというふうに判断をしています。

岩崎町長が町長に就任されて以来、累積赤字をとりあえず解消しなければならぬということで、みずから給料の40%をカットしながら赤字解消に一生懸命取り組んでこられたということも皆さんご存じのはずです。新年度予算では、県の補助金を原資として緊急雇用創設ということで、ただいま山口議員もお述べになったように、六十数名が雇用されるという見込みであります。これは当局の担当者からも、できれば平群町内の方を採用したいという気持ちはあるが、事業の性格上、ハローワークに求人をかけなければならないという説明が予算審査特別委員会の中の御議論の中でもありました。ですから、これは平群町としてどうこうできる問題ではありませんので、そこをとらまえて批判するというのは的を得ていないと私は思います。

重ねて、新年度予算については、私も掲げております安心・安全で活力あるまちづくりについて相当程度の予算措置がなされております。新規事業は基本的にはしないという岩崎町政の方針でありましたけれども、今回、委員長報告にもありましたように、緊急医療キットの配付事業、それから今年度から始まっておりますが、防災メールについても継続してやっていかれる。また、女性や子供たちの健康を守るためのワクチンに対する助成金も措置をされております。あるいはまた、活力あるまちづくりについては、この県の補助金を活用し

て基幹産業である農業振興の推進策をつくる。また、上庄ホテルの里公園の整備事業などなど、あるいは企業誘致についても調査を行うといった説明がなされており、このように、限られた中ではあります、新しい平群町のまちづくりのために、これは組まれた予算であると私は評価をしております。

以上の点から、本案については賛成をいたします。

議長

はい、ほかにございせんか。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第21号 平成23年度平群町一般会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成な方の挙手を求めます。

賛成者挙手

議長

はい、挙手多数です。よって、議案第21号 平成23年度平群町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

議案第22号 平成23年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございせんか。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございせんか。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。

これより議案22号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

議案第23号 平成23年度平群町国民健康保険特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。はい、植田君。

5 番

平成23年度国民健康保険特別会計については、反対の立場で討論させていただきます。

予算委員会的时候にも討論させていただきましたが、20年度にですね、平群町は大幅な国保税の増税が行われました。そしてその後、3年間連続で黒字を出すと。新年度予算も療養給付費の計上額を適正に見直せばですね、十分国保税を引き下げることができると考えています。とりわけ、この間、本当に国保税の負担が大変だということで、年金生活をされている方々、200万円の年間の収入で1割以上、20万円以上がですね、国保税の負担でなってしまうと。本当に生活ができないということで、一昨年に引き続いて、この3月議会でもですね、高過ぎる国保税を下げしてほしいという住民の方々の請願も出ている状況にあります。

そういう意味からもですね、来年度の予算の中にその住民の思いを酌むような形での国保の税金を引き下げるといふ予算にはなっていないという立場から、この予算については反対をいたします。

議長

ほかにございませんか。はい、窪君。

10番

平成23年度平群町国民健康保険特別会計予算には、賛成の立場で討論をさせていただきます。

委員会でも討論をさせていただきましたが、国民健康保険会計につきましては、予測のつきにくい中での予算編成であります。昨今の厳しい経済状況で企業のリストラによる被用者保険からの流入の増加や加入者の所得割等が減少しているため、国民健康保険税も前年度より1,900万円の減額とし、反面、保険給付費は前年度より5,179万円の増額の予算を計上され、医療費の伸びがとまることなくまだまだ予断が許さない状況であります。22年度の平群町国民健康保険特別会計決算見込みでは約8,400万円の黒字と、前年度に引き続きの黒字決算となるようですが、これは決して国保の財政構造が改善され、医療費の増加傾向に歯どめがかかったわけではありません。住民の命を守るためには、国民健康保険制度の安定が何よりも不可欠であり、給付と負担の公平を図るためにも、保険者としての保険料収納対策の自助努力が必要なことは言うまでもありませんが、本町においては加入者の皆様がきちりと納付され、また担当職員の皆さんの御努力により、収納率も県下でも高い位置にあり、22年度の滞納繰越分では過去最高の収納率を達成をされておられます。より一層の努力を重ねられることを要望しておきたいと思っております。また、健康面では平成20年度から特定健診の事業が開始をされ、受診率向上のため23年度の新年度予算でも、町単独で心電図検査を新たに追加されたことも評価をしたいと思っております。

住民の皆さんの命健康を守るためにも、さらなら受診率の向上に向けた取り組みをお願いいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

議長

はい、ほかにございませんか。はい、山田君。

8番

平成23年度平群町国民健康保険特別会計予算については、反対の立場で討論させていただきます。

国民健康保険特別会計予算については、20年度に後期高齢者の支援金分として約2万円の住民負担増を断行され、増税ではないんだ、あくまで支援金分の負担だと一貫しておっしゃっていました。

当時、私は国保会計が厳しい状況であるのは一定の理解をするが、社会保険等からの支援金については未確定であり、住民に負担を強いるのは安易ではという主な理由から反対をいたしました。その後の推移を見ても、私の指摘どおり、急激な赤字解消の状況になっていきました。

20年9月当時の、19年度決算後の20年度累積歳入欠陥は1億5,500万円にも上ることになっていましたが、20年度決算では累積でも4,000万円の黒字となり、20年度だけをとってみると、2億円もの乖離が出た結果となりました。その後、21年度予算においても、単年度赤字見込みが単年度黒字決算となり、22年度予算でも赤字見込みが単年度黒字決算見込みとなっていることが明らかになってきました。20年度以来、ここ数年ずっと単年度の歳入欠陥予算に対して単年度黒字決算になっているにもかかわらず、療養給付費の状況予測ができないという理由で、本年度予算においても単年度約1,000万円の歳入欠陥予算となっており、何か意図、思惑さえも感じます。

その上、この間の議論では、医療費の増による国保会計の健全化を進めるための増税であったような論調、言い分になっています。昨年も言いましたが、国保会計の健全化のための住民負担増であったのなら、住民や議会に対する説明と違ったこととなります。住民に対して説明責任のもと、しっかりと謝罪し、その上で再度、国民健康保険税について議論していく必要があると思います。また、短い期間での赤字解消は、国民健康保険のあり方、加入者の状況から言っても不公平感が強いと私は思います。

以上のことから、23年度国民健康保険特別会計については反対をいたします。

議長

はい、ほかにございませんか。はい、戎井君。

1番

ちょっと原稿も何も用意してませんけど、別の観点から申し上げます。賛成の立場で討論します。

きのう、私の家に電話がありまして、余談でございますが、私の家の電話にはナンバー何とかというのが出てまして、どこからかかかってきたかわかる仕組みになってますんで、お名前はおっしゃいませんでしたけど、電話帳で調べましたらわかりました。その方のおっしゃるのには、健康保険の保険税というものは、黒字になったから下げる、赤字になったから上げるというような性質のものではないと私は考える。ところが、私が前回の選挙で、町会議員の方に投票した方は1万円の引き下げについて賛成をされておられる方だと。私はこの人に対して、今回どうしようかと思って悩みに悩んでという電話がありました。私は、おっしゃるとおり健康保険税というのは、しばしば委員会や本会議やその他で討論、議論がありましたように、単年度で黒字になったとか若干の基金がたまったりかで上げたり下げたりするものではないということに、全く賛成でありまして、この方の意見と全く一緒です。

先ほど、健康保険税が非常に高いので苦労しておられる方が多くて、引き下げしてほしいという要望が非常に多いという反対討論はありましたけれども、私もそれはそういう方がおられることは否定はいたしませんけれど、また事実、私の家にこうやって電話をかけてこられて1万円引き下げに賛成をしたけど、その方に今度投票するかどうか悩んでるといふ方もおられるということをおし上げて、この予算に賛成いたします。

議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第23号 平成23年度平群町国民健康保険特別会計予算については委員長の報告どおり決定することに賛成な方の挙手を求めます。

賛成者挙手

議長

はい、挙手多数であります。よって、議案第23号 平成23年度平群町国民健康保険特別会計予算については原案どおり可決されました。

議案第24号 平成23年度平群町水道事業会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。はい、植田君。

5番

水道事業会計の予算については反対をいたします。

委員会のときにも申しましたように、県水の単価が下がった分を住民に還元

するのが本来の姿だという考えから、昨年度に引き続いて今年度も引き下げをしてないということに対して、本予算には反対をいたします。

議 長

ほかにございませんか。はい、池田君。

1 1 番

賛成の立場で討論を行います。

2 3 年度の水道事業会計予算につきましては、委員長報告にもありましたとおり、ほぼ前年度と同じような推移で2 3 年度予算が組まれております。だからといって、県水の値段が下がった分をすぐ料金を引き下げるといようなそういう措置は、この水道事業の予算組みの中で直ちに行うべきものではなくて、むしろ自己水を増やすような努力をこれからしていくという。これも委員会の中で報告もありましたとおり、そういう具体的な施策を積み重ねて健全な水道事業が運営されていくということがまず何よりも必要で、かつ重要なことであろうとそういうふうに考えますので、この予算書には賛成をいたしたいと思えます。

議 長

はい、ほかにございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第2 4号 平成2 3年度平群町水道事業会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成な方の挙手を願います。

賛成者挙手

議 長

挙手多数であります。よって、議案第2 4号 平成2 3年度平群町水道事業会計予算については原案どおり可決されました。

議案第2 5号 平成2 3年度平群町下水道事業特別会計予算について委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第25号について採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決
することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決をされました。
議案第26号 平成23年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について
の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第26号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決をされました。
議案第27号 平成23年度平群町学校給食費特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第27号について採決を行います。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
議案第28号 平成23年度平群町介護保険特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第28号について採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決
することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決をされました。
議案第29号 平成23年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算についての
の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第29号について採決を行います。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告どおり決する

ことにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決をされました。

議案第30号 平成23年度平群町後期高齢者医療特別会計予算についての
委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第30号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告どおり決する
ことにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決をされました。

議案第31号 平成23年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について
の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第31号について採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告どおり決
したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決をされました。
3時50分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時40分)

再 開 (午後 3時51分)

議 長

それでは休憩前に引き続き、再開をいたします。

(ブー)

議 長

日程第12 発議第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。はい、局長。

局 長

それでは朗読いたします。

発議第1号

特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成23年3月17日

提出者 窪 和子

賛成者 池田研二

特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例（昭和32年8月平群村条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2、前項の規定にかかわらず、議会の議員が別表の区分における委員（日額報酬に限る）を兼ねるときは、当該議員の議員には別表における日額の報酬は支給しない。

附 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

以上でございます。

議 長

提出者の提出理由の説明を求めます。はい、窪君。

10番

ただいま事務局長のほうから朗読していただきましたので、私のほうからは趣旨説明をさせていただきます。

町としても財政の健全化に向けて取り組んでいる状況のもと、まず議員みずから徹底した行財政改革、議会改革に取り組むべきと議員報酬を20%削減をしており、また議員報酬以外の附属機関等の日額報酬を平成20年7月1日から平成23年4月30日までは支給しないという条例改正を平成20年の6月議会で行い、現在も不支給の状態であります。全国の地方議会におきましても、日当の廃止をされるところも増加してきている現状です。つきましては、本議会において費用弁償を今後恒久的に不支給とし、廃止すべきと考えます。

どうか皆様の御賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。
これより発議第1号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決
しました。

日程第13 発議第2号 平群町議会委員会条例の一部を改正する条例につ
いて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。はい、局長。

局 長

それでは朗読いたします。

発議第2号

平群町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2
項の規定により提出する。

平成23年3月17日

提出者 池 田 研 二

賛成者 窪 和 子

平群町議会委員会条例の一部を改正する条例

平群町議会委員会条例（平成3年12月平群町条例第21号）の一部を次の
ように改正する。

第2条を次のように改める。

常任委員会の名称、委員会の定数及び所管は次のとおりとする。

1、総務建設委員会6人、行政一般企画財政、その他委員会に属さない事項、農林業、商工業、その他産業経済一般に関する事項、道路、河川、水道、都市計画、住宅、その他建設一般に関する事項。

2、文教厚生委員会6人、教育、社会福祉、保健衛生、環境衛生、労働、その他文教厚生一般に関する事項。

第4条の2第2項中「7」を「6」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙により選挙された平群町議会議員の任期が始まる日から施行する。

以上でございます。

議 長

提出者の提案理由の説明を求めます。はい、池田君。

1 1 番

全員協議会でも述べさせていただきましたが、基本的にはですね、議員の定数が12名になりますので、それに対応した委員会条例というのをつくり直す必要があると考えて、提案されていますこの2委員会に行い、それから委員会の所管についても、いままで少しばらつきがありましたので、その辺を考慮してですね、調整をいたしました。委員定数は6人であり、また議会運営委員会の委員の定数も6名としたいということであります。

議会構成全体にかかわる案件であります。皆様方の御理解と御賛同をいただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第2号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決
しました。

日程第14 発議第3号 奈良社会保険病院の公的機関としての存続のため、
公的存続法の早期成立を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。はい、局長。

局 長

それでは朗読いたします。

発議第3号

奈良社会保険病院の公的機関としての存続のため、公的存続法の早期成
立を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年3月17日

提出者 植 田 いずみ

賛成者 山 口 昌 亮

奈良社会保険病院の公的機関としての存続のため、公的存続法の早期成
立を求める意見書（案）

奈良社会保険病院の存続については、一昨年秋の第173臨時国会において
社会保険病院、厚生年金病院等の公的存続法案が提出された。しかし、第17
4通常国会において衆議院では可決されたものの、参議員においては国会会期
不足から審議未了による廃案とされた。

社会保険病院、厚生年金病院の現保有者である独立行政法人年金健康保険福
祉施設整理機構（RFO以下、整理機構）が、昨年9月末に解散となることか
ら、先の第175臨時国会において整理機構の2年延長法案が出された。しか

し、整理機構は施設を売却譲渡し、年金健康保険財政に資することを目的とした独立行政法人であり、その延長が将来にわたる安定的な施設の存続や継続性のある地域医療の提供を担保するものではない。売却や譲渡への不安は医師及び看護師などの離職を招き、地域に必要な診療科の不足や閉鎖など医療サービスの低下のみならず、地域住民の生命も脅かしかねない。それだけでなく、奈良県の医療体制にも重大な影響を及ぼすことも危惧される。

小児救急医療や産科医療などの不採算医療、看護師不足改善への貢献など地域医療の崩壊を食いとめ、これまで続けてきた公的な医療機関としての機能を安定的に提供し充実させていくためにも、引き続き奈良社会保険病院が公的な医療機関として存続することが必要と考える。

さらに、すべての国民が等しく良質な医療サービスが受けられるためにも、国の責任において社会保険病院、厚生年金病院等の公的存続法案を速やかに成立させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

議長

提出者の趣旨説明を求めます。はい、植田君。

5 番

今回の意見書ですが、20年の12月議会でもですね、同様の趣旨の意見書が全会一致でこの平群町議会で採択をされましたが、意見書の中にも書かれていますようにですね、国会で会期不足から審議未了により廃案となりました。社会保険病院の地域医療に果たす役割を考えると、また奈良県の医療体制にも重要な施設であり、公的な医療機関としての機能を安定的に提供し充実させていくことが求められています。

よって、意見書への御賛同、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

日程第15 発議第4号 医師、看護師、介護職員の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。はい、局長。

局 長

発議第4号

医師、看護師、介護職員の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年3月17日

提出者 山口昌亮

賛成者 植田いずみ

医師、看護師、介護職員の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書（案）

長寿世界一を誇る日本の医療は、長年にわたる社会保障費抑制政策のもとでも医師、看護師などの懸命な努力によって支えられてきた。しかし、医療現場は長時間過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まりなどで、看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く、深刻な人員不足で努力だけでは限界に来ている。安全・安心の医療・介護実現のために看護師など夜勤交代制労働者の大幅増員と労働条件の抜本的な改善は不可欠となっている。医療社会保障予算を先進国並みに増やし、国民が安心して暮らしていける制度

が求められている。

以上の趣旨から、看護師等の大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療、看護、介護の拡充を図るための対策を講じられるよう下記の事項について要望する。

記

1、ILO（国際労働機構）看護職員条約に基づき、看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。

2、医療社会保障予算を先進国OECD並みに増やし、医師、看護師、介護職員等を大幅に増やすこと。

3、国民、患者、利用者の負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

議長

はい、提出者の趣旨説明を求めます。はい、山口君。

6番

いま朗読していただいたとおりなんですけれども、医療関係者にとってはですね、今回の災害の中でもいろんな意味で大変な状況の中での仕事をされていると。特に医療全般、国民全体にもかかわる問題ですから、国民の健康を守る上からもですね、こういうことは速やかに政府としてしていただくことが大事だというふうに考えています。

そういう立場からは是非この意見書についてはですね、可決いただいて政府のほうに送付していただきたい、このように思います。よろしく申し上げます。

議長

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

日程第 16 委員会の閉会中の継続審査の件

(請願第 1 号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書)

を議題といたします。

請願第 1 号は厚生委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。
はい、厚生委員長。

厚生委員長(岡 嘉道)

それでは、御報告を申し上げます。

去る 3 月 7 日平群町議会第 1 回定例会本会議において、当委員会に付託を受けた請願の審査の内容を報告いたします。

請願第 1 号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書

請願の趣旨は、平群町が平成 20 年度から国保加入者 1 人平均 2 万円の国保税の大幅引き上げを行った結果、多くの住民から国保税を引き下げてほしいとの切実な願いがあり、平成 21 年 12 月議会に 3,326 筆の署名を添えて国保税の引き下げを求める請願を提出したが、継続審査になり、翌年 3 月議会では町の 21 年度決算見込みが単年度で 2,700 万円赤字などの理由により請願は不採択になりました。

しかし、21 年度決算は単年度 1,400 万円の黒字、21 年度の累積黒字は 5,450 万円になり、また町の 22 年度の決算見込みは単年度で 2,940 万円の黒字、累積で 8,400 万円の黒字というものです。平群町の国保加入者はことし 1 月末現在 5,825 人であり、高過ぎる国保税を少しでも引き下げ、住民の暮らしを守るため国民健康保険税を加入者 1 人平均 1 万円以上引き下げることを求めるものであります。

紹介議員より、町は 20 年度に引き上げた国民健康保険税は見込みではある

が、20年度、21年度、そして22年度も3年連続黒字になる。19年度末7,700万円の赤字であったが、3年間で約1億6,000万円の黒字となっている。国保加入者が20年度1人平均2万円増税になって、非常に大変な状況になっている中でできた黒字であり、その分は加入者に還元すべきであるとの意見がございました。

また、理事者側より、後期高齢者の医療制度は平成20年4月に創設された制度で、国民健康保険税は従来の医療分プラス介護分の2階建てから、新たに後期高齢者支援金分が追加されて3階建てとなったこととあわせ、国民健康保険会計が平成15年度から19年度まで5年連続の歳入不足であったことも含め、国民健康保険税の見直し実施を行った。20年度約1億1,800万円の実質単年度の黒字、21年度は約1,400万円の実質単年度黒字になっており、22年度は国民健康保険運営協議会で示した決算見込み額は約3,000万円程度の黒字である。年度ごとに1億円の収支の差があるということは、国民健康保険会計が非常に難しい運営を強いられているということでもあります。今後どのように推移していくか軽々には言えませんが、財政運営を安定的にしていくという立場から、いま議会で22年度の補正、そして新年度の予算の審議をお願いしている。できる限り基金に積み立てを行い、今後、収入不足になれば基金を充当していきたい。基金は安定的に財政運営のために必要だと思っていると意見がありました。

また、町長より、国民健康保険の基本方針として一般会計は国民健康保険加入者以外の方も含めて税金をいただいております、赤字分を一般会計から国民健康保険に入れることは税の公平性から言っても問題があり、一般会計からの繰り入れはしてはならないと思っている。その分しっかり国民健康保険の運営を安定的に運営していかなければならないという責務を負っていると意見がありました。

意見では、保険制度というものは一つの大きな何かに巻き込まれた場合、相当な負担が強いられ、どの保険でも基金を十分持ちたいという気持ちがある。今回の請願は約1億6,000万円の黒字が出たことで、非常事態が起こった場合、すぐ使えるよう基金に積み立て、国民健康保険を運営していくというのが通常である。いまこの時期に1万円の引き下げを行っていいのか、いまの世間の情勢と乖離しているのではないかという気がしており、いま黒字が続いているから返すべきだというのは果たしていいのかという意見もありました。

また、当初の国保税の値上げは、後期高齢者医療の制度が創設による負担2万円の値上げでという説明を20年度はされていた。国保会計が苦しい分がもとの大きな理由はそこではなかったかと思う。20年度では約1億6,0

00万円の乖離が出ている。22年度にも7,000万円近くの乖離が出ているという状況の中で、2万円の値上げはいまでも後期高齢者医療制度の負担のためであったのかどうか疑問である。予測を間違えたら申し訳ありませんでしたということで、一たん戻すということも必要じゃないのでしょうか。請願にあるように、一たん返して今後のことについて検討していくべきであるとの意見がございました。

また、3階建てと言われているが、もともと医療分の中に老人保健特別会計に同じように支払ってきた。名目上、支援金という形に変えただけで新たに増えたわけでもない。県内の市町村でも値上げをせずにいったところもある。赤字も解消するために20年度に引き上げたという認識は持っていない。赤字より黒字であるほうがいいというのは確かにそうだが、保険税で基金にためるとのこと自体が問題であり、とり過ぎた分は返すということは当然な要求である。継続審査との意見であるが、4月には議会が解散されるため、継続審査というのはできないのではないかと。請願自体が廃案になってしまうため、採決してほしいとの意見もありました。

また、町の方針として国保会計に対する一般会計からの繰り入れは基本的には行わないという姿勢だった。黒字だから下げて、赤字になったら上げたらいいというものでもない。国民健康保険会計は基金を幾ら積み立てるのが適正かという額は決まっておらず、どれだけ積み立てるかは保険者の裁量である。6,000万円の基金積み立ては町の方針である。現実問題として、請願にあるように1人1万円以上引き下げるということは事実上不可能である。下げるという方針を町として持てるかどうかは、次年度5月、6月になって償還等の問題が確定するまでは決められない問題だと思う。きょう、この時点で請願をどうするかという結論は出せない。この請願ができる範囲で引き下げしてくださいという請願であるならば、まだ趣旨としてわかるが、加入者1人平均1万円以上引き下げるという請願になっており、いまの国保会計状況を見れば基金積み立てはある程度必要であり、町の方針を認める方向でいっても1万円以上の引き下げというのは、いまの時点で軽々に賛成はできない。加入者の1人として重税感を持っており、何らかの処置を講じていきたいという気持ちもあり、継続審査という形で処理をお願いしたいとの意見もございました。

継続審査を求める意見と採決を求める意見が出され、継続審査とすることの賛否について可否同数となり、委員長採決で請願第1号については継続審査とすることに決しました。

以上が当委員会に付託を受けた請願審査の審議の内容及び結果であります。これをもって厚生委員長報告といたします。

平成 23 年 3 月 17 日

厚生委員会

委員長 岡 嘉 道

以上でございます。

議 長

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ございませんか。ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結いたします。

厚生委員長より、会議規則第 75 条の規定によりお手元に配付いたしました閉会中の継続審査の申し出があります。

これは閉会中の継続審査の申し出について、それでは討論に入ります。はい、山口君。

6 番

国保の問題については、この間いろいろ論議されてますので中身については省かせていただきますけれども、基本的には平群町に住んでる方の中で 5,800 人以上の方がですね、国保の加入者、その方たちの多くがやっぱり大変だということになってます。この 3 年間の推移を見ればですね、2 万円引き上げ、それを全額とは言いませんけれども、一定部分は引き下げる。本来なら、国がですね、全国の市町村が運営する国保会計にしっかりと金を支出するっていうことが最大の問題なんですけれども、平群町の場合はそれに加えて、今度のような、ある意味とり過ぎたということになる引き上げがされた。その分についてですね、返していく。

先ほどのほかの議案のときの討論でもありましたけれども、やっぱり 200 万円の収入で 20 万 5,000 円の国保税、これはある意味、異常としか言いようがないですね。全国各地の地方議会でも、高過ぎるところが多いものですから、引き下げに至っているところもありますし、多くはそうはなってませんが、それでも多くの市町、知事や市町村長の方々は高過ぎて何とかしたいという思いは皆さん持っておられるんです。平群町の場合は、そういう意味では赤字になっていきますので、その分についてはやっぱり住民の皆さんに少しでも暮らしを応援するという立場から、私は引き下げていくべきだというふうに考えます。

そういう意味では、今回4年の任期が切れる最後の定例会のこの3月議会です。議会の総意として国保税引き下げの請願を採択することが、私は住民に対する平群町議会の責任ではないか、このように考えますので、是非採択をしていただきたいというふうに考えています。

議長

はい、ほかにございませんか。はい、繁田君。

12番

過般の厚生委員会のときにも申し上げましたけれども、本件につきましては継続審査をお願いしたいと思います。

いま、山口議員のほうからいろいろ御意見を述べられました。本当に共通して私にも思う部分がたくさんあります。本来、国民の健康とか命を守るというのは国がなさなければならない問題です。そういう意味では、国はもっと国保会計の保険者に対して交付金、補助金を出すべきだと思います。また、県会のほうにもですね、知事に国保の援助をとというふうな意見を進言されているというふうにも聞いております。

ただ、現実にはやはり平群町が保険者としてこれを運営していくに当たっては、その年、どのような病気がはやるかわからない。例えば、インフルエンザが猛威を振った場合、たちまち国保会計が圧迫されてしまうということも常々国保の担当者から聞いております。そのときのために、ある程度の基金はやはり持っておきたいという考え方があるようです。基金を持つか持たないかどちらの考えを選ぶかというのは個人的な見解があると思いますが、私はやはり家計でも貯金をしているのと同じように、国保会計でもある程度の基金というのを積み立てておくのが必要だと思っています。その上で、現在6,000万円の基金があるわけですけれども、国保加入者1人1万円以上、本当に引き下げて国保会計が健全に適正に運営されるかどうかというのは、この時点ではまだ判断はできない状況にあると思います。

委員長報告にもありましたように、次年度5月ないしは6月にならないと確定しない数字でありますので、本件については継続して審査をすることを求めておきます。

以上です。

議長

ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査をすることにいたしたいと思いますが、継続審査することに賛成な方の挙手を求めます。

賛成者挙手

議 長

はい、挙手多数であります。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

日程第 17 委員会の閉会中の継続審査の件

(請願第 2 号 平群南小学校の存続を求める請願書)

を議題といたします。

厚生委員会に付託をしておりましたので、委員長報告を求めます。はい、委員長。

厚生委員長 (岡 嘉道)

それでは、報告させていただきます。

去る 3 月 7 日平群町議会第 1 回定例会本会議において、当委員会に付託を受けた請願の審査の内容を報告いたします。

請願第 2 号 平群南小学校の存続を求める請願書

請願の要旨は、この数年間で竜田川駅周辺にはたくさんの住宅が新築されてきており、平成 26 年度までは少しずつですが南小学校の児童数も増えていくといった情勢にある中、昭和 58 年に建築された比較的新しいこの南小学校を廃校にして東小学校に再編するという小学校再編成計画 (以下「アクションプラン」という。) が策定されました。

これまでの住民説明会で、住民合意のない 2 校案がいつどのようにして決まったのか。通学距離が延びることで、子供たちが交通事故や犯罪に巻き込まれるリスクも高まるが、具体的な安全対策はどうなっているのかといった本件アクションプランを疑問視する意見がたくさん出されていたにもかかわらず、町当局からは納得のいく説明がなされないまま本件アクションプランが強行されようとしています。多くの住民から出された意見や 800 筆以上の署名を集約した南小学校の存続を求める要望、署名の持つ重みを真摯に受けとめていただき、住民合意があるとは到底思えない本件アクションプランを早期に白紙撤回し、平群南小学校を存続させることを強く求めているものであります。

紹介議員からは、学校が近くにあるというのが基本である。教育委員会、町当局は一番いいという方向で進めていると言われていたが、多くの保護者はそれ自体に対して本当にそうなのかという疑問を持っている。南の地域で果たしている南小学校の役割というものを町当局、教育委員会はどのように考えているのか。単に通学路の安全でバスを出せばいいというものではない。あの地域全体の振興も含めて保護者だけでなく、高齢者からも多くの意見が聞かれる。まだ予算計上できないくらい合意が得られていないということ自体、教育委員会が認めておられることは数多く説明したにもかかわらず理解されない、理解できない、これが実態である。説明を数多くされても、基本的なところで町当局や教育委員会が住民の声を真摯に受けとめなければいけない。今回の請願は南小学校の保護者、また多くの地域の方から町長あてに800筆の要望も出されており、町当局、教育委員会と議員が請願を真摯に受けとめていただき、請願を採択していただきたいとの意見がありました。

教育委員会からは、住民に対する説明責任をしっかりと果たすということは基本的なスタンスであり、小学校の再編成は大きな課題、大きな問題であり、いろんな機会、いろんな方々の意見を十分お聞きするという考え方である。教育委員会主催の保護者との意見交換会も予定しており、意見集約をする中で今後どうしていくのかということも考えていかなければならない。平成23年度当初予算に再編成にかかわる予算を計上しなくても、目標としている年次に小学校の再編を行っていくということが可能であるという判断を行った。一定の時期に町長部局、教育委員会部局、一定の理解を得たという判断ができた段階で、議会に予算の問題も含めて提案をしたいと考えていると。

また、教育長からは私の経験やいろいろな話を聞いた結果ではありますが、適正な数の子供たちがいることが、いまの現状よりもさらによい教育ができるというのが大きな仮説であります。この仮説の実現に向けてどのようにしたいのかということで、再編成検討委員会を立ち上げて多くの方から御意見をいただきました。その中で、1校案、2校案、3校案、4校案といろいろ出ました。検討して人数的なことを考えますと、いま町では2校案がよりベターであろうという結論になりました。ただ、2校案になった場合にはなくなる学校はやはり寂しいです。学校が遠くになります。遠くの学校に通わなくてはならない、これもつらいし、かわいそうです。よりベターな教育を進めていくに当たって2校案で再編する。

しかし、出てくる課題はどう解決したらいいのかを英知を絞ってここに知恵を結集していかないといけないのです。ここを私たちはおろそかにしてはならないし、これを忘れてはならない。これに手をこまねいてアクションプランを

もうなしにしよう、この学校だけ存続しよう、そこに結論が落ちることは私にとって大変悲しいことでもあります。将来の子供たちの教育に、皆様方は責任を持てるのですかと、こう言いたいのです。何をどう解決していったら、このアクションプランというのがうまく前へ進むのか、ここを私たちは冷静に考えていきたい。皆様の意見をお聞きして考えて進めていきたいと意見がございました。

また、その他の意見では、平群のまちづくりを考えるとときに若い世代に来てもらおうとする施策を持たなければいけないし、そういう施策と同時に地域に学校がなければ若い世代は来ない。南小の地域に学校をなくしてしまったら、若い世代が引っ越そうと思うときに、歩いて行ける距離に学校がないところには引っ越しません。この間、相当高齢化率も上がってきており、いかに若い世代に住んでもらえるのか、そういう施策を持つのか。あるいは学校の環境もわかりだと思うが、ここに出された請願はごく当然な内容だと思う。統廃合の問題は保護者から児童が減ったから学校運営に問題があって縮小してほしいと出てきた問題ではない。保護者の意見が全く反映されない中で、話だけがどんどん進んできた結果、こういう状態に陥っているのであり、このことは十分当町局、教育委員会も考えてほしいとの意見がございました。

また、教育委員会のスケジュールに示されているように、意見交換会は南小学校は終わったが、残りの3校については今後、出向いていかれるという努力を重ねているときに、議会としてこの請願を採択することはアクションプランを白紙撤回せよと意思表示することになります。南小学校の存続について全く検討をされていなかったという誤解もされているようだが、再編の検討の中では南小を残した場合についても、検討された中で一定の結論を生み出したということ住民の方に説明していただき理解を求めるという努力は必要である。

いじめにあって学校に行けなくなったという子供もいたように聞いております。そういう異常事態を解消するという上でも、再編成を行って教育環境を整えていくということは、町の将来を担う子供にとって一番大事なことであり、私たちがそれをやるという責任を負っているわけである。いま採択せよという意見もあるわけだが、議員の任期は4月30日までであり、いま直ちにこれを採択しなければならないという理由にはならない。この請願については、継続審査ということをお願いしたいとの意見もございました。

また、まちの次代を担う子供のことを考えているのは、だれしも熱い思いで一緒である。小学校再編成検討委員会の結果とは違う形になっているのではないか。それと、小学校再編成検討委員会の中で、校区の見直しを含めないという条件をつけているのではないか。本当に将来の子供たちのことを考えるのであ

れば、再編成しなければならないことが、この3年、4年に迫っているのか。確かに、西小学校では10人以下のクラスになるというのが迫っているが、時間をかけてもっとベストな方向を考えるとというのが必要ではないのか。小学校の再編成を考えることは反対ではないが、いまのアクションプランでは問題であるということはずっと指摘している。継続審査という意見が出ているが、町長は町長選挙で住民に真意を問われました。次は、住民合意を含めて議員が町議会議員選挙の中で真意を問われるのではないかと。議員個々の意思をいま表明していくことが必要であり、継続審査より採択を求めるべきだとの意見がありました。

また、請願書を読んで事務的に判断した場合は、早期に白紙撤回ということとはアクションプランを白紙撤回ということであり、もう1点は南小の存続を求めることである。他の小学校のことをどうとらえるのか非常に疑問である。そういうことも踏まえて、先ほど予算上の問題もあり、請願は継続審査に持っていき、次の議員で行えばいいのではないかと。確かに、教育再編についてはいろんな考え方や意見があり、この請願文書表を見た限りでは、2本立てになっているようでもある。教育委員会は東西南北の小学校の保護者の意見を聞くことを継続的に続けられ、合意を達成できる努力を行ってほしい。このことを含めて継続審査を行ってはとの意見もございました。

継続審査を求める意見と採決を求める意見が出され、継続審査とすることの賛否については可否同数となり、委員長採決で請願第2号については継続審査とすることに決しました。

以上が当委員会に付託を受けました請願審査の審議の内容及び結果であります。これをもって厚生委員長報告といたします。

平成23年3月17日
厚生委員会
委員長 岡 嘉 道

以上です。

議 長

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結いたします。

厚生委員長より、会議規則第75条の規定によりお手元に配付いたしました閉会中の継続審査の申し出があります。

これより、閉会中の継続審査の申し出について討論に入ります。はい、山口君。

6 番

この問題はですね、いろいろ厚生委員会でも審議されたわけですが、教育委員会のほうは説得するとか、要するに理解をお願いするために新年度の一般会計のですね、予算にも当初予定していたこの関係の経費を計上していない。こういうことなんですけれどもね。先ほどの報告の中で、教育長が厚生委員会での発言として、将来の子供たちの教育に皆さん方は責任を持てるんですか、こう言いたいんです。この発言は教育委員会としては幾ら話し合っても、とにかく教育委員会がつくったアクションプランを南小学校の保護者の皆さん理解してくださいと、そういうことですからね。南小学校の保護者の方から今回上がっている請願というのは、南小学校を残してほしい、白紙撤回で厚生委員会のときにはいろいろやりとりがありましたけれど、南小学校を残すということは、すなわちアクションプランを白紙撤回するイコールですから、別に私はあの文書、不思議なことも何もありませんが、そういうところなんでね。そのところを議会議員それぞれがどう判断するかということで、その請願に対する態度が問われてるわけです。ですから、継続審査にしてほしいという意見も当然あってしかるべきですし、そのことは何とも思わないんですが、ただ、いまですね、議員それぞれ一人一人がこの請願に対してどういう態度をとるかっていうのは、私はこの3月定例会がですね、4年間の最後の定例会であるというところから言えば、しっかりと判断してやるべきだというふうに思いますので、継続審査ではなくってきちんと南小学校の保護者の皆さんの声にこたえて採択するべきだというふうに考えますので、継続審査ではなく是非採択をしていただきたい、このように思います。

議長

はい、ほかにございませんか。はい、繁田君。

12番

委員会の中でも、私は継続審査をとということの申し入れをいたしました。請願第2号の文章の中で、800筆以上の署名を集約したということで書かれていたんですけれども、おそらくこれは昨年議会に提出をされました平成22年12月1日付で議会に提出をしていただいた、この署名とそれから文章のことだと思っただけですね。私自身がなぜ継続かと言いますと、この文章の中に「念の為に申し上げますが」という、すみません、少し読み上げさせていただきます。

「念のために申し上げますが、この署名は小学校を再編成することに反対している署名ではありません。遠距離通学に伴う児童の安全対策について、十分な安全策が確保されているとは言えないなどの問題点を抱えながら、形だけの住民説明会を開催して結論ありきのアクションプランを強行し、問題点については将来に先送りするといった町当局の再編成のやり方に反対しているのです。」というように書かれています。ですから、委員会審査のときにも申し上げましたけれども、やはり教育委員会の説明不足ということは否めないと思います。保護者の皆さんが、あるいは地域の皆さんが来ていただきやすい場所と時間を設定して、本当にひざを交えて忌憚なく意見交換をされたのかどうかということに関しては、私自身も疑問を抱えています。しかしながら、委員会の審査の中でもありましたように、教育委員会総務課長はこれからも話し合いを粘り強く続けていくという姿勢を示されています。話し合いを継続するという姿勢を示されているときに、本町議会がこの請願を採択して白紙撤回という結論を出せば、もう話し合いをする余地も何もなくなってしまいますし、地域の皆さんと教育委員会がそれぞれが誤解を抱いたまま今後の人間関係も非常に危うくなってくると思います。また、南小学校を残すということは、今度は東小学校区のほうからもいろんな御意見が出てくることと思います。逆に東小校区の人は「じゃあ、南小学校に歩いて通学をするのですか」といったような意見もおそらく出てくると思います。ですから、再編成は非常に難しい問題だと思いますが、これからも地域の皆さんと鋭意話し合いを続けていただいて溝を埋めていただいて、子供たちにとってどうすることが一番いいのかという結論を導き出していただきたいと思います。

その意味からも、私はこの請願については継続審査をお願いしたいと思っています。

以上です。

議長

ほかにございませんか。はい、山田君。

8番

この請願については採択というか、議会の意思を出すべきだと思うことから意見を申し上げさせてもらいます。

いま保護者の方、また請願を提出されてる方の中で、どういうことを思われているかと言いますと、私はまず町長選挙もあって、それも争点になっていたにもかかわらず、今年度の予算には計上されなかった。これ、どうなっているんだ。ところが、予算委員会の中でも1年延ばすという意味ではないということで、これはアクションプランを進めていくんだという方向性の答弁がなされて、

今回請願を出したにもかかわらず、決して執行機関でない議会が、本来は議員それぞれがいまどう思っているか、アクションプランについて反対なのか賛成なのか、いや、いまの時点ではまだ決めかねるんだと。

この三つのうちで、しっかりと議員それぞれが意思表示をして住民に表明していくことが私は必要ではないかという思いから、今回は継続審査ではなく採決するべきだというふうに思うということを示すべさせてもらいます。

議長

ほかにございませんか。はい、高幣君。

9 番

非常に悩ましいね、これ問題なんですよ。特にどう言うんですか、前の要望書も読ませていただきましたし、今回の請願書も読ませていただきましたが、お出しになっておられる方も悩ましいと。こんな感じでお出しされているんじゃないかなと、こんなふうに感じます。それでまた、請願について継続審査ですか、これを話をしたいんですが、まだ議員の任期もございませし、厚生委員会を開かれるのかなという気も持っておりますし、それから各小学校の全校の説明が、この間の予定表、ちょっといま持ってませんけれども、見ましたら、まだ済んでおりませし、教育委員会としての再編成についての説明が十分なされていないんじゃないかなと、こんな気がするわけです。私自身はこの間も申し上げたんですが、やはりこの再編によってどういうメリットがあるかとか、どういうことが今後の子供たちにやっていけるのか、このあたりについては何らないようにも感じます。

また、跡地利用についても、その跡地がこういうふうなメリットがあるんですよ。例えば、今回でしたら南小学校の跡地、また西のほうの跡地ですね。こういうところのメリット構想もちょっといま出されていない。だから、校区の御父兄さんも非常に悩んでおられるんだろうなと、こういう観点を持っております。

そこで、今回の継続審査については、私はやはりそういうことをもう少し努力を重ねていただきたいという気持ちから継続審査というものに賛成をしたいと思います。

以上です。

議長

ほかにございませんか。はい、植田君。

5 番

話し合いを継続するというふうに教育委員会のほうもおっしゃってたんですけども、このときにね。ただ、話し合いを継続するのであればですね、なお

さら私はアクションプランは白紙撤回すべきだと考えています。というのは、先程山田議員のほうからもありましたように、26年度からは新しい2校の体制でスタートするというこの部分は譲らない。それはそのまま残しておく、そういう中ですね、そこは譲らないというところですね、そういう意味ではですね、いろんなことを考えたときに、そこは譲らなくて話し合いを継続するということは、このままそれを押し進めるということにつながります。そういう意味では、保護者の皆様方のさまざまな思いっていうのは、とにかくその26年度、新しい2校体制でいくっていうことを前提の話になってしまいますから、そういう意味では、本来のこの親御さんたちの思いということに対してきちっとこたえることにはならないし、そういう意味では、いまの議会にこの請願が出されているわけですから、当然それぞれの議員がこの請願に対してはきちっと態度を表明するという意味でも採択をすべきだというふうに思います。

議長

ほかにございませんか。はい、窪君。

10番

平群南小学校の存続を求める請願書に対し、厚生委員長報告は継続審査となりましたが、私はこれには反対の立場で討論をさせていただきます。

承知のとおり、昨年8月3日に小学校再編成アクションプランが初めて議会、全員協議会で説明されました。その説明について再編成検討委員会で示された答申内容と、今回示されたアクションプランとのギャップが余りにも大きいと痛感をいたしました。そのことから、そのときに再編成検討委員会で示された答申内容に対する検討努力が足りないのではないかと意見を申し述べたところであります。

その後において、昨年9月9日に一度だけ厚生委員会で説明がありました。承知のとおり、12月には平群南小学校の存続を求める800筆以上の署名が議会に提出されましたが、いままで小学校再編成については各議員が議会の場で考えを表明する機会を持たれなかったのではないのでしょうか。町は住民説明会も開催されましたが、その中での質疑応答ではなかなか御理解と納得を得るものではなかったように受けとめております。しかしながら、説明責任を果たそうと、ことし3月に入ってから保護者との意見交換会も開催され、御努力をされていることも理解はできます。保護者から出された御意見に真摯に耳を傾け十分な対応が必要であると考えます。

これらのことをかんがみ、今回の小学校再編成はこれからの平群の子供たちの将来とまちづくりに大きな影響を与えるものであり、慎重に審議するということから継続審査されたことも私としては理解ができますが、提出された皆様

のお気持ちを理解する立場から継続審査とせず、採決をすべきであったのではないかと考えます。そのような観点から、継続審査とする委員長報告には反対をさせていただきます。

議長

時間ちょっと待って。時間ね、7時まで延長いたします。はい、どうぞ戎井君。

1 番

委員長報告に賛成の立場で討論をします。

まず、申し上げたいのはいろいろな御意見をお述べになりますが、アクションプランがどのようにしてできてきたかということをよく考える必要があると思います。その前に適正規模検討委員会があり、再編成を検討する委員会があって、それぞれの委員会は学識経験者やあるいは学校関係者だけでなく、一般の公募の方も含まれて検討を進められてこられたわけです。長い間の時間をかけて一生懸命議論をされた結論というか、答申がですね、例えば3校は妥当だと思いますという答申なのに、アクションプランが2校になってるといふなら、それはとんでもない話ですけれども、ちゃんと2校にきなさいという答申があってですね、その実現の仕方に、新しく建てるとか何とかというようなことは現実の問題として考えた場合に妥当でないので、こういうアクションプランになったという経過を冷静にちゃんと読めば、町当局や教育委員会が勝手につくったアクションプランでないということがはっきりしてるわけです。

それから、説明責任の問題もおっしゃいますけれども、率直に言って何をしゃべっても、何を説明しても聞く耳持たないという感じで集会に出られたのでは、それは説明をしようとしても聞かれないし、また初めから聞く気がないということになると思います。800の署名というのは、確かに少ない数ではありませんけれども、少ない数ではありませんが、私があえて申し上げたいのはやっぱりここでもサイレントマジョリティーという言葉を使いたいと思います。声を出したくても出せない人たちがたくさんいるということも、現実には私の耳には入ってきております。

冷静に考えて、しかも、いま南小学校に通わせてる子供さんを持つ親子さんたちだけがいろいろ考えるのではなくて、町民全体がこのまちの規模として4校が本当に将来ともにええのかどうか。早く2校にしてあげないと、子供たちの教育環境にとって好ましくない事態が生じることが、もう数年先にわかってるわけですから早くやるべきである。

だから、26年度開校ということをして、私は不転という言葉を使いましたけれども、不転の決意で臨んでなおかつ住民の皆さんに納得が得られるように

十分説明をされる努力をすること、この点は皆さんと御意見が一緒ですから、十分説明をしていただきたいと思いますけれども、将来の平群町の子供は我々が育った子供のときのよう、クラスがえがあったり、担任の先生が学年によってかわったりするあの高揚感を味わえるように、将来の子供たちがそういうことが感じられるように、早くこのアクションプランを実現すべきだという立場で委員長報告に賛成します。

発言する者あり

議 長

あのね、いま先ほど言いましたように、閉会中の継続審査の申し出に対する討論でございますので。

はい、ほかにございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。

お諮りいたします。

委員長の申し出どおり、閉会中の継続審査にすることの賛成な方の挙手を求めます。

賛成者挙手

議 長

挙手多数であります。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

日程第18 委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定によりお手元に配付いたしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出どおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出どおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上、本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たり、ごあいさつをお願い申し上げます。はい、町長。

町 長

大変お疲れさまでございました。3月定例議会の閉会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

今議会では、平成23年度一般会計予算を初めといたしまして全33件の審議をお願いいたしました。すべて可決、承認、同意いただきました。改めまして御礼を申し上げます。予算の執行に当たりましては、効果的、効率的執行を心がけ、町民の皆様喜んでいただけるよう全職員一丸となって取り組んでまいります。

さて、議員の皆様におかれましては、今議会が任期最後の議会となったわけでございます。これを最後に勇退される議員さんも、次、また頑張ってください。議員さんもおられるわけでございますが、いずれにいたしましても4年間平群町発展のために御尽力いただきました。皆様の御苦勞に敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

なお、本日冒頭ごあいさつ申し上げました山中淳史さんには、4月1日から副町長として登庁いただきたいと考えていますので、御指導、御鞭撻くださいますようお願い申し上げますとともに、皆様のますますの御健勝と御多幸をお祈りいたしまして閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

議 長

これをもって平成23年平群町議会第1回定例会を閉会いたします。

御苦勞さんでございました。

(プー)

閉 会 (午後 5時00分)